

重度障害者等就労支援特別事業の手引き
(千葉市)



千葉市
CHIBA CITY

令和5年4月
千葉市保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課

本手引きの内容は、制度改正等に伴い、
事前の予告なしに変更されることがあります。

目次

1	重度障害者等就労支援特別事業について	1
2	本事業の対象者	1
3	実施方法	1
4	サービス内容及び支援の範囲	2
5	サービス提供事業者・ヘルパーの資格要件	3
6	「支援計画書作成支援事業者・相談員の資格要件」	3
7	全体の流れについて	4、5、6
8	利用支援の手続き	6
9	サービス提供にあたっての注意事項【サービス提供事業者向け】	7
10	「支援計画書」作成支援にあたっての注意事項【「支援計画書」作成事業者向け】	7
11	サービス費用と利用者負担額	8
12	請求の方法について	9
13	本事業に関するQ&A	
Q1	在宅就労について	10
Q2	「自営業者」について	10
Q3	すでに就労している方について	10
Q4	見守りについて	10
Q5	出張について	11
Q6	通勤について	11
Q7	サービス提供事業者と勤め先の契約	11

1 重度障害者等就労支援特別事業の概要

重度障害者等就労支援特別事業（以下「本事業」という。）とは、重度障害者等に対して通勤支援や職場等における支援を実施することにより、就労機会の拡大や社会参加を促進することを目的として実施します。

2 本事業の対象者

本事業の対象者は、市内に居住地を有し、かつ本市から重度訪問介護・同行援護・行動援護の支給決定を受けている方であって、次のいずれかを満たす方とします。

〈1〉 民間企業に雇用されている方（※1）であって、1週間の所定労働時間が10時間以上の方（10時間未満で、当該年度末までに10時間以上に引き上げることが確認できる方を含む）。

〈2〉 自営業者（※2）であって、就労によって所得の向上が見込まれ、1週間のうち10時間以上自営に従事する方。

※1 就労継続支援A型事業所の利用者を除く

※2 法人の代表者・役員等を含み 公務員等を除く

なお、就労場所は本市内に限定しません。

3 実施方法

サービスを提供する事業所がヘルパーを対象者の居宅または勤務先等へ派遣し、出勤・退勤時や勤務時間中に必要な支援を行います。

4 サービスの内容及び支援の範囲

民間企業に雇用されている方と自営業の方で異なります。

(1) 民間企業に雇用されている方

雇用主である企業が、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）の実施する「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」を活用してもさらに支援を必要とする場合に、本事業にて障害福祉サービス（重度訪問介護・同行援護または行動援護）に相当する支援を行います。

支援対象範囲イメージ

支援内容	JEED の助成金(※)	本事業
通勤援助	各年度3か月まで	各年度4か月目以降
職場における介助	業務に関する支援 (例):文書の朗読や作成、機器の操作や入力作業、業務上外出の付き添い 等	業務外の福祉的な支援 (例):喀痰吸引、排泄や食事の介助、姿勢の調整、安全確保のための見守り支援 等
※ 助成金の受給には、要件及び審査があり、障害者を雇用する事業主が JEED に対し、助成金の支給申請手続きを行う必要がある		

(2) 自営業者

自営業者として働く場合は JEED 助成金の対象とならないため、1か月目から本事業単独で支援を行います。

支援対象範囲イメージ

支援内容	本事業	
通勤援助	各年度1か月目以降	
職場における介助	業務に関する支援 (例):文書の朗読や作成、機器の操作や入力作業、業務上外出の付き添い 等	業務外の福祉的な支援 (例):喀痰吸引、排泄や食事の介助、姿勢の調整、安全確保のための見守り支援 等

5 サービス提供事業者・ヘルパーの資格要件

サービス提供事業者は、本事業で提供するサービス種別（重度訪問介護・同行援護・行動援護）いずれかの指定を受けている事業所であって、休止や廃止の状態にない事業所とします。

サービスを提供するヘルパーは、本事業で提供するサービス種別に必要な資格要件を満たしている必要があります。

【例】利用サービスが「同行援護」に該当する場合は次の要件を満たす必要がある

- 事業所が「同行援護」の指定を受けている
- 支援を行うヘルパーが「同行援護」の提供に必要な資格要件を満たしている

なお、喀痰吸引については、当該支援に従事できる資格のある方のみが行えます。（障害福祉サービス等と同様の考え方です。）

6 「支援計画書」作成支援事業者・相談員の要件

本事業における支援の提供は、対象者の業務内容や職場環境等を踏まえて必要な支援についてとりまとめた「支援計画書」に基づいて行うものとしています。

利用者は、「支援計画書」の作成にあたり、指定特定相談支援事業者に、関係者（※）との連絡調整など支援計画書作成支援を依頼することができます。

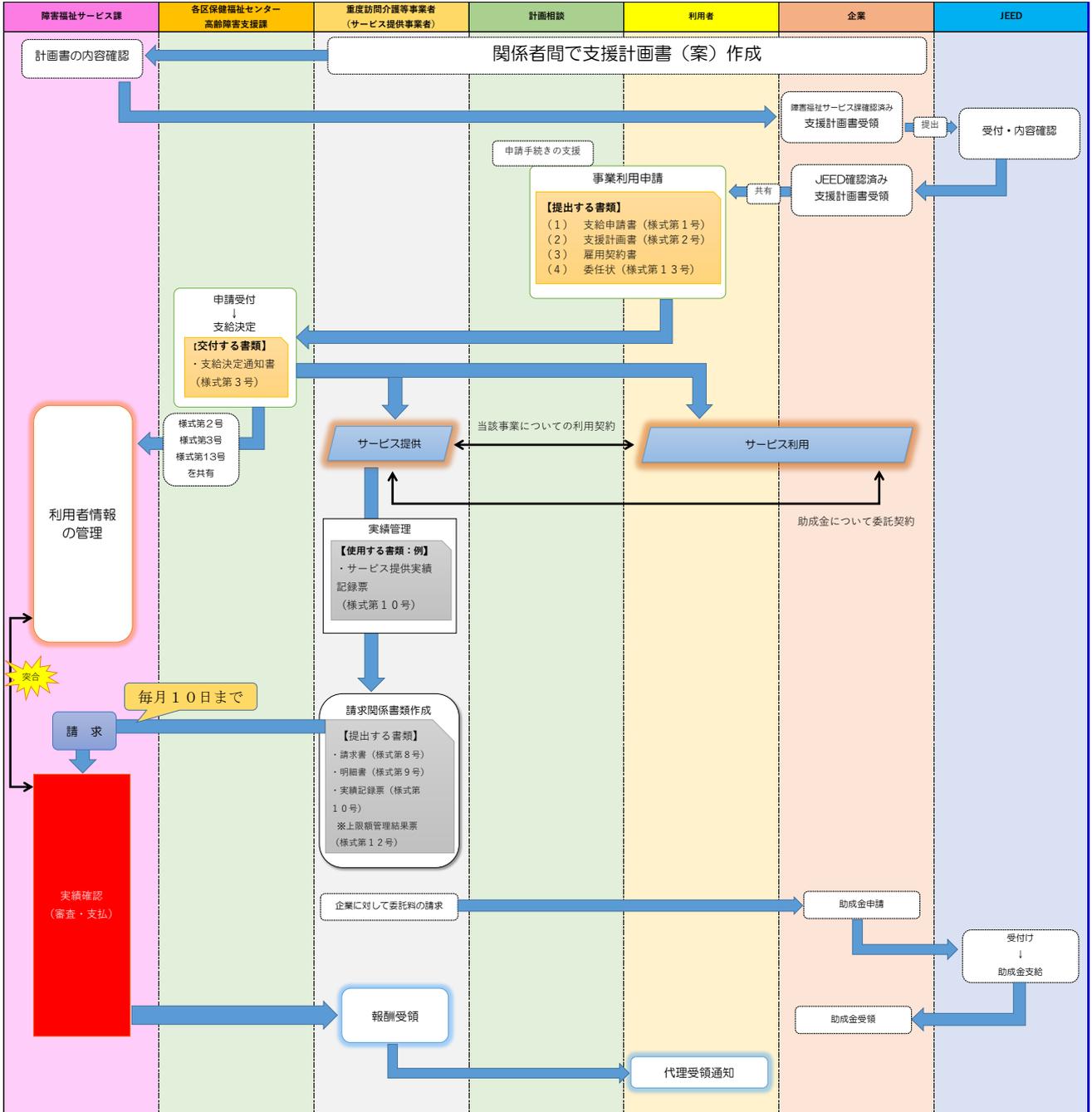
※ 利用者、民間企業、サービス提供事業者、JEED 等

相談支援事業者は、特定相談支援事業の指定を受けている事業所であって、休止や廃止の状態にない事業所とします。

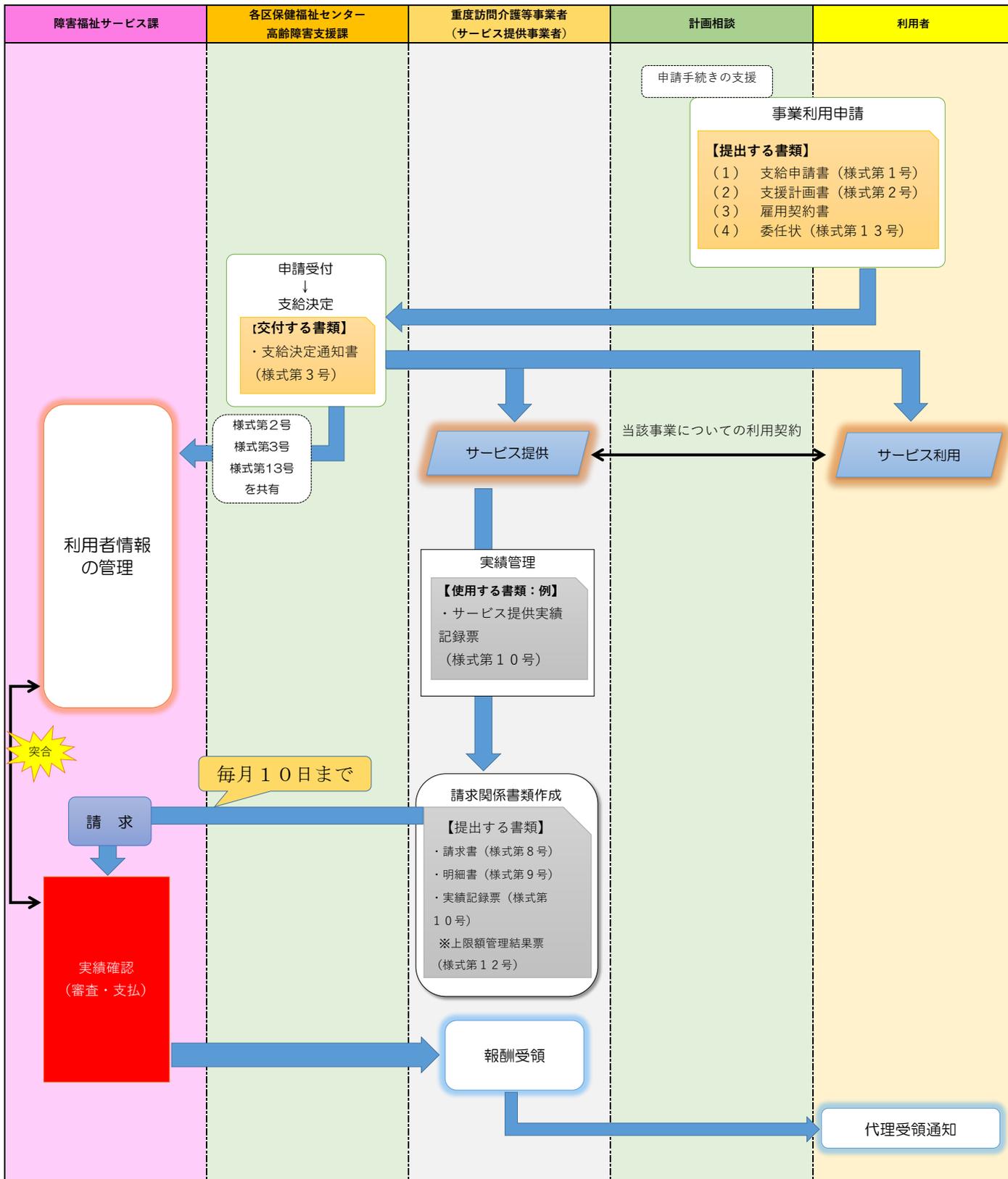
支援を行う相談員は、計画相談支援の提供に必要な資格要件を満たしていることが必要です。

7 全体の流れについて

○事務フロー(被雇用者)



○事務フロー(自営業者)



企業に雇用されている方が本事業の利用を希望する場合は、事前にご確認ください

本事業の利用には、原則、JEED が実施する「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」の制度を活用することが必要です。お勤め先の企業が助成金の要件を満たすかどうか、下記ホームページにてご確認ください。

また、助成金の助成率や支給限度額についてもご確認いただき、場合によっては支援の実施において、企業の負担が生じることについてもご理解の上、利用検討を進めてください。

【参考】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）のホームページ

- ① 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金
https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/kaijo_joseikin/shin_syokubakaijo.html
- ② 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金
https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/tsukin_joseikin/shin_tsukinenjo.html

8 利用申請の手続き

(1) 支給の申請

本事業の利用を希望する方は、各区保健福祉センター高齢障害支援課に次の書類を提出してください。

- ① 支給申請書（様式第1号）
- ② 利用計画書（様式第2号）
- ③ 委任状（様式第13号）
- ④ 【被雇用者に限る】雇用されていることを証する書類の写し
- ⑤ 【自営業者に限る】自営業であることを証する書類の写し

登録事項に変更がある場合や支給を辞退する場合は、各区保健福祉センター高齢障害支援課に次の書類を提出してください。

- ⑥ 支給決定事項変更申請（届出）書（様式第5号）
- ⑦ 辞退届出書（様式第6号）

9 サービス提供にあたっての注意事項【サービス提供事業者向け】

(1) 事業所の登録について

- ・利用者が支給決定を受けるサービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）について指定を受けていれば、そのほかに特別の登録手続きは要しません。

(2) サービス支給量等の確認について

- ・サービス提供は、支援計画書に沿って行ってください。
- ・各区保健福祉センター高齢障害支援課から利用者に発行されている決定通知書で、支給期間・支給決定時間及び決定内容・利用者負担額などをよく確認してください。

(3) サービス提供後の記録について

- ・サービス提供実績記録票を作成し、利用者に記載内容を随時確認してください。

(4) 給付費受領等に関する事業所の責務について

- ・障害福祉サービスや地域生活支援と同様、本市から給付費を受領した際は、利用者への代理受領通知が必要です。
- ・利用者から自己負担額を徴収した際は、領収書を発行してください。

10 「支援計画書」作成支援にあたっての注意事項【「支援計画書」作成支援事業者向け】

(1) 事業所の登録について

- ・計画相談支援について指定を受けていれば、そのほかに特別の登録手続きは要しません。

(2) サービス費用と利用者負担額

支援を行った場合のサービス提供に要する費用は、16,000円とし、利用者負担は発生しません。

1 1 サービス費用と利用者負担額

(1) サービス費用

障害福祉サービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）のサービス費用と同じ報酬体系です。

原則として、一事業所につき1日に支援した時間を合算して算定しますが、同行援護については、支援の間隔が2時間以上空いた場合、それぞれを1回ずつとして時間を合算せずに算定します。

(2) 利用者負担額

本事業における利用者負担額は、(1)のサービス費用の1割となりますが、同じ月の障害福祉サービス・地域生活支援（移動支援など）・本事業の負担額を合算した額が決定された利用者負担上限月額を超えるときは、負担上限月額からサービスの利用者負担額を控除した額となります。

【例】利用者負担上限月額：9,300円の場合

① 障害福祉サービスまたは地域生活支援で利用者負担額を充当するため、本事業での利用者負担が発生しないケース

- ・障害福祉サービス：5,000円（負担額1割分）
- ・地域生活支援給付：5,000円（負担額1割分）
- ・本事業：5,000円（負担額1割分）

➡障害福祉サービスと地域生活支援の負担額を合算すると10,000円となり、負担上限月額の9,300円を超える。よって、**本事業の負担額：0円**となる。

② 利用者負担額の合算額が負担上限月額以下のため、本事業でも利用者負担がそのまま発生するケース

- ・障害福祉サービス：3,000円（負担額1割分）
- ・地域生活支援給付：3,000円（負担額1割分）
- ・本事業：3,000円（負担額1割分）

➡障害福祉サービス・地域生活支援・本事業の負担額を合算すると9,000円となり、負担上限月額の9,300円以下。よって、本事業の負担額：3,000円のままとなる。

12 請求の方法等について

(1) サービス提供事業者

サービスを提供した場合は、提供月の翌月10日までに**障害福祉サービス課**まで下記①～④を郵送または持参してください。

審査を行った後、原則として提供月の翌々月の20日頃、指定された口座にお支払いします。

- ① 請求書（様式第8号）
- ② 明細書（様式第9号）
- ③ 実績記録票（様式第10号）
- ④ 【必要な場合のみ】利用者負担上限額管理結果票（様式第11号）

(2) 「支援計画書」作成支援事業者

「支援計画書」の作成支援を行った場合は、当該「支援計画書」によって本事業の支給決定が出た後、適宜**障害福祉サービス課**まで下記①を郵送または持参してください。

審査を行った後、指定された口座にお支払いします。

- ① 支援計画書作成支援費 請求書（様式第12号）

（請求先・問合せ先）

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課地域支援班

電話：043-245-5228 FAX：043-245-5630

Q1 在宅就労について

在宅就労している場合も対象となりますか。

A 対象となります。

Q2 「自営業者」について

「自営業者」とはどのような方を指すのですか。

A 民間企業で雇用される方、国家公務員等の公務部門で雇用される方その他これに準ずる方以外の方であって、重度訪問介護等のサービス利用にあたって経済活動を理由に当該サービスの利用ができない時間がある方を指します。

例えば、企業等の業務の一部を請け負う自営業（専門家、講師業、在宅就業従事者（雇用ではない在宅就労）等）としての働き方や有償ボランティア、法人代表、役員等その他雇用に属さない有償の働き方が想定されます。

Q3 すでに就労している方について

これから働き始める方だけでなく、すでに就労している方も対象となりますか。

A 対象となります。

Q4 見守りについて

重度訪問介護のサービス内容に含まれている「見守り」についても、本事業の対象となりますか。

A 利用者が重度訪問介護の支給決定を受けている場合は、見守りについても本事業の対象となります。

Q5 出張について

利用者が勤め先の業務上、出張する必要がある際、その付き添いについても本事業の対象となりますか。

A 出張や業務上の外出の付き添いについても、本事業の対象となります。

Q6 通勤について

利用者がヘルパーの介助なしで就労場所に行くことができる場合は、就労場所から支援を開始してもよいのですか。

A 問題ありません。就労場所から支援の開始が可能です。

Q7 サービス提供事業者と勤め先の契約

J E E Dの助成金の対象となる支援の提供にあたっては、勤め先の企業がサービス提供事業者へ支援を委託する必要がありますが、その際の委託契約書の様式や委託料に定めはありますか。

A 当該委託契約については、双方の協議のうえ締結いただくものとなります。企業内で締結しているほかの委託契約書や、サービス提供事業者が利用者と締結している契約書等を参考にご作成ください。また、委託料についても双方の協議に基づき定めていただくこととなります。